

(外交防衛委員会)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国

政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)(衆議院

送付)要旨

この議定書は、一九八九年(平成元年)に効力を生じ、二〇〇六年(平成十八年)に一部改正された我が国とインドとの間の現行の租税条約を改正するものであり、二〇一五年(平成二十七年)十二月十一日にニューデリーで署名されたものである。この議定書は、前文、本文四箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、源泉地国免税の対象となる利子に、政府等によって保険の引受けが行われた債権に関して支払われるものを追加するとともに、利子免税の対象となる機関の追加及び整備を行う。
- 二、両締約国の権限のある当局間で交換する租税に関する情報の対象を拡充する。
- 三、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 四、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書

は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。